

会員倫理規程

第1条

会員は、法律と道徳を尊重し、生成AIを使用することで社会秩序の安定に寄与する行動理念を持たなければならない。

第2条

会員は、生成AIの開発及び社会実装に関する者としての自覚を持ち、公平かつ道徳に基づいて活動を行わなければならない。

第3条

会員は、利益相反の事項が存在する場合は、これを関係者に対して明確に開示しなければならない。

第4条

会員は、生成AI技術及びその適用についての専門知識、技能、能力の向上に常に努めなければならない。

第5条

会員は、活動を通して取得したユーザー等の秘密情報を保護し、プライバシーに対する敬意を持つ行動をとらなければならない。

第6条

会員は、誤った情報、または誤解を招く方法で利用者やクライアントを勧誘してはならない。

第7条

会員は、自己の意見が協会の公式見解であるとの印象を与えてはならない。

第8条

会員は、自身の活動について協会が責任を持つとの印象を与えてはならず、自己の活動は自己の責任において実行していることを自覚し、かつ利用者等の関係者にその旨を明示しなければならない。

第10条

会員は、協会または他の会員の信用を損ねたり、不名誉な行為をしたりしてはならない。

第11条

会員は、協会が定めた会費等の負担金を適時に支払わなければならない。

第12条

会員は、法的な資格・許可が必要な業務については、それらの資格・許可を得てから該当する業務を行わなければならない。

第13条

会員は、本規定および協会のその他の規程・細則等を誠実に遵守し、協会の発展及び他の会員との協調に努めなければならない。

一般社団法人 生成AI活用普及協会

令和5年6月25日 施工

令和5年7月28日 改定